

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道川上郡弟子屈町及び北海道阿寒郡鶴居村

2. 構造改革特別区域の名称

弟子屈・鶴居ワイン特区

3. 構造改革特別区域の範囲

北海道川上郡弟子屈町及び北海道阿寒郡鶴居村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

弟子屈町及び鶴居村は、北海道の東部に位置する内陸地域で、釧路市、釧路町、標茶町、津別町、美幌町、小清水町、清里町、中標津町と隣接している。

面積は、弟子屈町 774.33 km²、鶴居村 571.80 km²の計 1,346.13 km²である。

両町村とも豊かな自然に恵まれ、弟子屈町には全国的にも知名度の高い摩周湖や屈斜路湖、鶴居村にはラムサール条約登録湿地である釧路湿原があり、特別天然記念物タンチョウの生息・繁殖地としても有名である。

(2) 気候

両町村とも冷涼な気候で、年間平均気温は約 5～6℃前後。冬季の冷え込みは厳しく、寒暖差が大きい。弟子屈町では例年最低気温はマイナス 10℃まで下がり、鶴居村ではマイナス 20℃を下回る。降雪量は 50～100cm と道内では比較的少ないほうである。

(3) 人口

令和 3 年 9 月末日現在の人口は、弟子屈町が 6,869 人と減少傾向。鶴居村は 2,491 人と釧路総合振興局管内の自治体では唯一の村で最も人口が少ないが、広大な自然環境と手厚い福祉・医療事業、分譲住宅地の展開などの施策で全国各地から子育て世代などの移住の動きも見られ、微減の傾向を維持している。

(4) 産業

弟子屈町の主要産業は、観光と酪農である。特に観光においては、摩周湖や屈斜路湖の絶景、摩周温泉や川湯温泉といった主要観光地へ全国から多くの観光客が訪れ、温泉街は町中に湯の川が流れ、湯けむりと硫黄の香りが漂う情緒深い雰囲気である。

温泉は強酸性の硫黄泉、酸性明礬泉などで、眼や傷にしみるほか、釘を溶かしたり、

貴金属を腐食させるほどの強さで有名である。

酪農の歴史は明治13年の入植時にさかのぼり、農業とともに多くの移民により発展した経緯があり、豊かな水資源をベースに希少な摩周牛をはじめとする良質な肉牛を生産している。

現在では肉牛や乳牛の飼育にとどまらず、多くの農場で観光と絡めた「酪農体験」も実施しており、乳しぼりやエサやり体験、バターやアイスクリーム作りなど、観光農場として観光客の人気も高く、地域活性化に大いに貢献している。

鶴居村では酪農が盛んである。現在、基幹産業である酪農の法人化による大規模経営化が進み良質な牛乳の生産性向上に積極的に取り組んでおり、良質の牛乳を生産している。

また、地元の良質な生乳を原料にしたセミハードタイプのナチュラルチーズは全国的にも評価が高く、農林水産大臣賞を受賞以後、多くの賞を受賞しており、全国の北海道産品ショップや北海道物産展、道の駅、レストランなどの飲食店でも高い人気を誇っている。

鶴居村は、太古から変わらぬ原風景を今に残す釧路湿原をはじめ、冬季はタンチョウの飛来が多いことから観光業が盛んである。例年、自然やタンチョウの写真撮影を目的に多くの観光客が集まるが、近年は雄大な自然を満喫できるサイクリングや自然散策、農家の協力による農業体験なども盛んで、国内観光客に限らず海外観光客からも人気が高い。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

両町村ともに、豊かな自然と冷涼な気候を利用して、近年ワイン用のブドウ栽培、ワインの製造に取り組み始めている。

弟子屈町では、比較的寒さに強い「山幸」というブドウを使い、町役場が事務局を担う弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会が委託醸造により「葡萄色の旦(えびいろのよあけ)」というワインを平成26年から製造販売している。

鶴居村では、鶴居村振興公社が市有地におけるワイン用のブドウの栽培に取り組んでおり、委託醸造により山幸を使った「クロンヌルージュ」というワインの製造販売を平成28年から行っている。

両町村とも地域性を重視したワイン用ブドウの栽培やワイン製造の取り組みへの機運が高まっており、いずれも地元特産の摩周和牛や、すでに高い評価を得ているナチュラルチーズなどとの親和性、相乗効果が期待できることから住民は委託醸造ではなく地域内で自らワイン製造することを切望している。

また、こうした中であって、単独地域での製造ではなく、味わいの違う両町村の山幸の連携または、山幸ブレンドによる販路開拓を目指すほか、山幸以外の品種も互いにブレンドすることで、商品開発の裾野が広がるほか、ブドウの品種改良等の取り組みの促

進が期待できることから、両町村を区域の範囲とした特区制度のもと、地域産業の振興につながるものと考えている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

両町村では、少子高齢化に起因する過疎化の進行や、農業や畜産の衰退といった慢性的な課題が存在している。

弟子屈町では、産業の活力向上を図り活力ある町づくりを推進するため、企業振興促進制度により新規事業者に対する補助金交付や課税免除などの支援、鶴居村では、「つるい未来へつなぐ商工観光経済活性化支援事業」として、開業・事業継続等に係る費用を補助する支援を行うなど、両町村とも移住促進などの支援、両町村が連携し協議会を組織し地域雇用の創出、地域活性化に向けた取り組みを行っている。

本特例措置の活用により、ワイン用ブドウの栽培、ワインの製造販売、農家の経営の安定や若い世代の新規就農の増加、6次産業化の推進による地域独自の付加価値の創造、雇用創出などを図ることが可能となり、両町村が連携してワインを製造する気運はさらに高まり、産業の振興、地域全体の活性化の成果が期待できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の活用により、新規就農者の増加が期待でき、天候等によるワイン用ブドウの収穫量の変動にも、両町村の連携により安定的な生産量の確保が可能となることに加え、両町村で栽培したワイン用ブドウを弟子屈町醸造所でブレンドし醸造することにより、新たな特産品を生み出し、観光産業との連携を推進することにより、両町村の交流人口の増加及び地域の活性化を目指す。

また多様な小規模ワイナリーの参入も促進され、自治体の枠を超えた広域での取り組みにより、和牛やナチュラルチーズをはじめとする地域の特産物とマリアージュするなど独創的な展開が期待できるほか、新規雇用による定住人口の増加が期待できる。

それぞれ観光や酪農を基幹産業とする両町村の地域連携により、北海道らしい観光農業を基軸とした産業振興が実現でき、より効率的、効果的に地域活性化の大きな成果を得られると考えている。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域のブドウを用いたワインの販売の拡大、農業やワイン製造にかかる雇用の創出のみならず、両町村の既存の特産物も含めた地域全体のブランド力の向上、観光事業の促進等、地域全体の産業振興の活性化につながる以下の経済的社会的効果が得られることが期待される。

(1) 地域農業の振興

観光や酪農を基幹産業とする両町村において、農業における農家の経営安定化や担い手の確保、事業の多角化と事業拡大は、課題の一つとなっている。

ワイン産業の振興により、冷涼な気候での栽培が可能なワイン用ブドウの生産需要が高まれば、農地の有効活用や雇用機会の創出、新規就農者や移住者の増加など、多くの課題の解決につながる。

(2) 雇用の創出、経済の循環

新規就農者ばかりではなく、ワイナリーでの雇用をはじめワインの流通、販売などの各産業で新たな雇用を創出する。

また、地域内での投資や消費の拡大により、域内経済の好循環が生まれる。

(3) 観光事業の促進

ブドウ栽培やワイン製造をおこなうワイナリーの設置が促進されることで、観光客の増加が期待できる。

もともと両町村では、雄大な自然を活用した観光や、農業体験などに取り組んでいることから、ワイナリーの農場見学や収穫体験、農場での民泊など、ワインツーリズムによる交流人口の拡大と産業振興を図ることができると考えている。

(4) 地域の関連産業との連携

両町村では、地域の特産品として摩周和牛やナチュラルチーズを展開しており、すでに高い評価を得ている。

これらの食材はワインとの親和性も非常に高く、地域のブランディングとしてはうってつけの組み合わせである。

酪農、加工製造業に限らず、観光業などにも関連産業は広がり、地域ぐるみの6次産業化の取り組みにより、大きな地域活性化の成果を得ることが可能である。

(5) 認知度及びブランド力の向上

自治体や各事業者が連携して情報発信やプロモーション等の取り組みを行うことで、認知度及びブランド力の向上に資することができる。海外にも認知度の高い北海道ブランドのもと、雄大な自然と豊かな食資源を持つ道東の両町村が連携して地域ブランドを推進することで、より効果的で大きな成果が得られると考える。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特産酒類製造事業者数	1件	2件	3件
弟子屈町	0	1	1
鶴居村	1	1	2

特産果実酒製造数量	2k1	5k1	9k1
-----------	-----	-----	-----

8. 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1. 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2. 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

川上郡弟子屈町及び阿寒郡鶴居村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本区域内の町村により、それぞれ当該地域の特産物として指定された農産物（ブドウ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 k1）が、果実酒については2 k1、リキュールについては1 k1 にそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、新たな地域の特産品、地域ブランドの創出とともに、観光振興、農業生産の拡大、地域雇用の場の確保にもつながり、地域全体の活性化に効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。本区域内の町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、

特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。